

第9回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和4年5月27日（金）11：00～11：55

場 所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議委員8名

資 料：第9回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議事項書
資料1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例及び逐条解説の検討
項目について

委 員：ただいまから第9回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議を開催する。なお、本日は2名の委員が欠席しているので、ご了承願う。前回は、政治倫理に関する条例の一部改正素案及び逐条解説素案をお示しし、協議いただいた。本日は、その際に検討課題となった項目についてあらかじめ対応案をお示しし、各会派で検討いただいたので、その結果及び経過をもとに議論を進めて参りたいと思う。それでは協議に入る。前回の条例の一部改正素案及び逐条解説素案の検討課題に対する、各会派の検討結果及び経過について、意見を集約し、資料1として整理させていただいた。協議の進め方だが、まず事務局から検討課題とその対応案の説明、その後、それぞれの会派からの意見を順次報告いただくこととし、条文ごとに進めていく。なお、本日は各会派からの報告の後、疑問点や意見を出していただくところまでとし、改めて各会派で意見集約に向けての検討をお願いしたいと考えているので、よろしくをお願いしたい。では初めに、一つ目の項目。資料1の一番上、第2条<責務>第2項について、事務局から検討課題と対応案について説明願う。

事務局：それでは資料1の一番上の一つ目の項目。読み上げながら説明させていただきます。条例の第2条<責務>の第2項、条例の本文。議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚するとともに、その言動が県民に与える影響に鑑み、自らを厳しく律するとともに、県民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。とされており、「県民に与える影響」というところを、「県民及び県政」というように、県政への影響についても記

載すべきではないかとの意見をいただいている。右側がその対応案だが、として、「その言動が県民及び県政に与える影響」へ文言を修正する。として、修正しない。一部改正の素案のままということ。それから、としてその他、という対応案を三つ想定させていただいた。説明は以上。

委員：それでは各会派から報告いただきたい。

委員：当会派は、「県民と」というとらえ方のところで「県政」という部分も含んでいるのではないかというような意見もあり、会派としては、修正しても良いと思うし、そのままでも良いのではないかと思っている。

委員：まず先に断っておきたいが、ここには会派の意見というように挙げさせていただいてはいるが、まだ会派総会で総意がきちんと取れている段階ではなく、出席させていただいている3人の委員で、論点の整理として挙げさせていただいている内容。これからこの意見で会派総会に諮り、集約を目指していこうとしているだけの段階だということを先に断っておく。現段階のそういう状況だが、3人で議論をしたところ、修正しても素案のままでもどちらでも良いのではないのかという意見となっている。以上。

委員：うちの会派としては、修正しない素案のままでも良いのかなという意見もありながらも、最終的には、「県政」を加えて修正をしてはどうかという意見が大勢を占めている。以上。

委員：やはり前文と第2条に比べて、我々は資料1の下にあるように、県民の代表として県政に携わらせていただいております、前文のところにも、県民の代表として県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、とある。ということは、県民へのそういった影響とともに、やはり県民の代表として県政のほうでも我々は使命をいただいている、責務をいただいていると思うので、やはり我々の言動が県政にも、県民及び県政に与える影響というところをしっかりと我々は自覚しないといけないという意味では、修正をした方が良いのではないかと思っている。以上。

委員：あえて2としたが、今、前文のところに書いてあることはきちんとそこに掲示されているので、県政に関わらないことは、もちろん大きく関わるわけだが、議員としては、県民代表というその意識の中で、少しそちら寄りなイメージのほうが強いかなと思い、あえて修正しない

とした。けれども、意味としては広く考えれば、1であってもということ、それを阻むものではない。

委員：1番にさせていただいた。こちらのほうがより「県民」、「県政」ということでわかりやすく明確になるのではないかと思うが、特に強いこだわりがあるわけでもないので、どちらでも良いということになるのかもしれないが、1のほうが良いのかなと思う。以上。

委員：ただいま1番の項目の第2条<責務>の第2項に関わって、その「県政」という言葉を付け加えるかどうか、その考え方等について意見をいただいた。質疑、意見等が、それぞれの会派に対して等あれば、お出しいただきたいと思うが、いかがか。

委員：先ほど、我々の会派意見の中で、まだ最終的な総意ではないということだったが、このまま持ち帰って、我々としても、なかなかどちらでも良いのではないかという意見が出たら、なかなか決まっていけない部分があるので、すでにある程度意見をいただいた中で、もうある程度我々のほうで、これはもうこういうふうにしましょうというところまで結論を出していかないと、いつまで経ってもまた戻ってくるようなことでは時間もかかるので、そういうところは、ここで合意できる部分は合意していただいたらどうかと思っている。よろしく願いしたい。

委員：ただいま各会派の意見を聞かせていただくと、「県政」という言葉を付け加えることに対する反対の意思を示した会派はなかったと思っている。付け加えてもよいのではないかという考えが多かったのかなと思うが、皆さんそのような捉えでよろしいか。それでは、1番については、「県政」という言葉を付け加える方向でどうかということ、各会派でもう一度確認をいただければと思うので、よろしく願いしたい。それでは、2番。第3条<政治倫理規準>第3号について。このことについてお願いする。

事務局：二つ目の項目になるが、第2条<政治倫理規準>の第3号の条例本文になる。その権限又は地位を利用して、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。そして、その逐条解説だが、第3条第3号及び第4号関係として、「利益」とは金品などの財産に限らず、売名や有権者の支持を得ることなども想定されます。としたところだが、下に書いてある「利益」についてこのような規定をすると、社会通念上許容

される行為についても、政治倫理規準に反する行為となってしまうのではないかと、との意見があった。右側に、その対応案として、逐条解説については、このような解説を掲載すると、通常の議員活動も該当しかねないため、として、逐条解説の当該部分を削除する。として、削除せず、このまま残す。として、その他の3案とした。そしてまた、その下、条例の本文のほう、第3条第3号について、当該条文自体が幅広く解釈できてしまい、逐条解説では解釈を限定することができないため、として、条例の第3条第3号本文のほうだが、それを削除する。一方、理念として、第2条<責務>の本文の規定の中に、「県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない」という文言が掲げられている。そして だが、本文のほうは削除せずこのまま残す。としてその他、この3案を想定させていただいた。以上。

委員：それでは会派の意見をお願いします。

委員：当会派としては、この「利益」という言葉に関わって、誤解を生じる恐れとか、運用について問題が出てくる可能性があるのであれば、このの逐条解説の該当部分を削除したほうが良いという意見。そして、本文については、これは条例の第3条第2条の<責務>の部分とは、若干、言い回しというかニュアンスも違ってくるのではないかなというようにところで、このまま残してはどうかということになった。以上。

委員：これも会派の総意を取っていないということを留意のうえ聞いていただきたいが、まず逐条解説については削除する。非常に短い文章ではあるが、非常に幅広くとれてしまうので削除する。そして、先ほど事務局からも説明のあった、条例のほうの第3条第3号だが、第4号と意味としては重複しているが、第3号を残すと非常に対象が広がってしまうので、第3号自体も削除するという方向。以上。

委員：一点修正をお願いしたいのだが、逐条解説についてうちの会派としては、2番ではなくて1番でお願いしたい。逐条解説については削除の方向で考えている。基本的には条文はそのままで良いのかなというふうに思っており、逐条解説を削除することによって、議員活動も一定制約を受けないような形で進めてはどうかという意見だった。

委員：私どものほうは、逐条解説の部分は、当該部分を削除するということがお願いしたい。解釈の仕方によって非常に幅広くなり、この前も言

わせていただいたと思うが、例えばこのお店こういうものが美味しいですよ、三重県こういう特産品があるんですよ、というようなことも、その店を特定して何か応援すると言うか、そういうふうなことに解釈されかねないので、そういうのは社会通念上私どもとしては良いのかなと思っているので、その意味でこの逐条解説の当該部分は誤解を生じるので、なくしたほうが良いのではないかと思う。それで条例の本文に関しても、先ほど他の委員からも言っていたが、若干第2条の〈責務〉のところとは違いがあるかもしれないが、ちょっと第4号のほうで、自己又は特定の者の利益を目的としてということ、そもそも本当にやってはならないこととということの明記をもう既にしていただいているので、その意味ではこの第3条3項、こちらは本当に幅広く捉えることができるし、そのようになってしまうこともあるので、ここは私は削除しても良いと思っている。以上。

委員：今までも出ているが、逐条解説については限定をすとかいうことが縛りをつけてしまうし、実際の物事が起こった時に、それに固定されてしまうようなことになってはいけない。解釈もまた難しいということで、逐条は削除。けれども、この基本理念としての条文については残すことが必要かと思う。

委員：逐条解説の部分は、誤解される部分もあるので削除したほうが良いと思う。本文のところだが、削除するとなっているが、訂正させていただいて、このまま残すとさせていただきたいと思う。そのうえでこの3条のところ、その権限又は地位を利用して、自己又は特定の者の利益を図ってはならないことというふうにあるが、その中には正当なものとはならないことというふうに分かれてこようかと思うので、地位を利用して不当な自己又は特定の者の利益を図ってはならないというふうにしてはどうかと思う。何か純粹に困っている特定の県民の方の困りごとを解決するということは、結果的にその人の利益になるということはあるかもしれないので、不当か正当かというところをはっきりさせてはどうかと思う。以上。

委員：法務的に考えて、この利益を図ってはならないこととあるが、その利益について、不当かどうかというような書き込みというのはありうるか。

事務局：この検討過程では、その議論も少ししたので、改めてさせていただき

たいと思う。

委員：わかった。よろしいか。

事務局：一応不当という書き込み自体は、可能は可能である。ただし、不当と書いたことによって、今想定されているものを外せるかどうか、その不当に当たるかどうかという判断が非常に難しいところがあるので、書いたことによる効力というのがどれほどあるものかというところ、まだそこは検討過程だったので、確認させていただく。

委員：それでは、皆様から発表いただいたが、質疑等あればまずお出しただきたい。いかがか。

全員：意見なし。

委員：ではまとめさせていただく。逐条解説については、全ての会派が削除するという意見なので、第3号第4号関係「利益」とは金品などの財産に限らず、売名や有権者の支持を得ることなども想定されます。この部分を削除する。そして、第3条第3号の本文については、様々な意見があった。先ほどのその利益の中に、正当なものとそうではないものが含まれるのではないかというような意見もいただいたので、その辺りについてはまた法務等と相談して、文案が作れるのであれば皆さんにお示ししたうえで、削除するという意見もいただいたところだが、第4号との関係も合わせながら、もう一度持ち帰っていただき、考えていただきたいと思います。それでよろしいか。

全員：異議なし。

委員：よろしいか。ではそのようにさせていただく。続いて3番の、第3条<政治倫理規準>第7号について。事務局願います。

事務局：三つ目の項目。条例の第3条<政治倫理規準>第7号本文。国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を利用して、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。とあるが、影響力を利用する、利用してとすると、故意に行った場合に限定されるような意味合いに変わってしまうのではないかとの意見だった。右側のその対応案として、、「影響を及ぼすことにより」へ文言を修正する。アスタリスクがあるが、影響力から「力」を削り、「及ぼす」とすることで、故意以外の部分も含む意味合いとするということ。それから、修正をしない改正素案のまま。その他の3案を想定さ

せていただいた。以上。

委員：それでは各会派の意見を伺う。

委員：今、事務局からも話があったが、故意以外の部分も含む意味合いというような形で考えていくとしたら、の「影響を及ぼすことにより」というところへ文言を修正するほうが良いのではないかという意見。

委員：かなり議論が進んでいってしまっているのですが、少し困惑しているところもあるが、またこれも会派の合意はとれていないという前提で説明するが、故意過失で、過失まで広く影響を及ぼすとすると、非常に意図していないものが発生したときにも、これへ該当するということになる。現状、そこまでのことを決めてしまって本当に良いのかという、少し疑問があり、我々3人の中で協議したところでは故意に限定して、原案のまま影響力を利用してというもので良いのであろうという意見である。以上。

委員：1番の、「影響を及ぼすことにより」と修正をするというのが会派の総意。意図としては、少し広めに縛っても良いのではないのかという意見だった。ただ、強いこだわりが、どうしても影響を及ぼすという広めに取らないといけないということでもなかったというのが、現状の会派の意見。

委員：私どもは修正をするということで書かせていただいている。第2条<責務>のところで、議員は誠実に事実を解明し、明確にする義務を負うものと、説明責任のことも含めていると思うが、故意過失、故意の部分はまだ絶対に原文どおり駄目だが、過失の部分も、その過失というのが、その議員の責任に当たるものなのか、先ほどあったように、全く、想定外という言葉が良いかわからないが、想定外で発生してしまったものなのかというのは、何があるかわからない状態の中で、そのことに対する審査評価というのは変わってくると思う。なので、政治倫理審査会を開くまでの間のところで、そのことの当該者は説明もでき、判断がなされるものだと思うので、ここは、私としてはやはり我々のいただいている役割上、自分たちのいただいている、議員としての立場をやはり故意以外のところもしっかりと気をつけて行動しないといけないということでは、修正をして「及ぼす」まで入れたほうが良いのではないかと考えている。以上。

委員：議員として、自分自身を律することは、その「及ぼす」というところ

までは大切だと思うが、はたと考えたときに、行政やその仕事をされている方に影響を議員が及ぼさないということはあるのかと。県民の暮らしを良くするために、あるいは県政を良くするためにと思って、それぞれが行政の方やいろいろな団体の方と話をすることの中で、その県民などの負託を受けて私たちは動いていて、それが威圧であるとかそういうことではなくて、私たちが普通に話をすることで影響を及ぼしてないということを言い切れるのかということ、その影響ということが「及ぼす」という言葉の、自分自身がそんなことのないように、威圧するとかそんなことのないようにとか、無理押しすることのないようにというのは、それはそうなのだが、及ぼさないということが果たしてあるだろうかということを考えてみた。なので、この条文として作る時には、少し気になったので2にした。

委員：この条文をよく読んでみると、結局は禁止をしているのは、公正な職務の執行を妨げる不当な行為を禁止しているのであって、それを影響力を利用してとか、影響を及ぼすことによってというのはそんなに違いはないのかなと思うが、より広く捉えるという意味で影響を及ぼすに改めたほうが良いのではないかと思う。以上。

委員：お互いに対する質疑等があればお出しいただきたい。

委員：これは言葉の問題だと思うが、「及ぼす」というのも、結構、故意に近い過失みたいな形の言葉だと、正直、私は思っている。過失全般というのではなくて、これが及ぶことによりとかだったらもっと広がってしまうが、「及ぼす」ということに関しては故意、そして故意に近い過失という部分になってくるのかなと、ある程度限定される言葉であると思っている。そのうえで先ほど少し申し上げたように、結果として、公正な職務の執行を妨げる不当なことに結果なってしまったときに、当該者がしっかり説明責任も果たされるだろうし、それが本当に過失、思いがけない発生だったのかということの説明する場所もあると思うので、その意味で、私は改めてになるが、「及ぼす」のほうで良いのではないかと思う。あとはまた持ち帰りたいと思うが。

委員：影響が及ぶではなくて、影響を及ぼすというニュアンス。それから、この文章は、影響を及ぼしてはならないと書いてあるわけではなくて、そのことによって公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないことという文章に繋がるので、その辺りを含めてもう一度、考

えていただきたいと思うが、よろしいか。

全 員：異議なし。

委 員：では4番、第6条<審査会の運営>について。事務局よろしく願います。

事務局：それではまず、四つ目の項目、第6条<審査会の運営>の条例本文だが、第6条第1項、第3号から第5号において、勧告を求める審査の結果を答申しようとする場合に出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要するものとされているが、地方自治法で特別多数決を求めるものとの釣り合いを考えて要件を定めるべきではないか、との意見があった。その対応案として、勧告の内容により、過半数と3分の2以上を分けるという想定を考えた。例えばの例だが、全員協議会での陳謝は過半数、その他は3分の2以上というような例を括弧して記述している。として、全ての勧告を過半数要件とする。として、修正しない。全て3分の2ということになるが、改正素案のまま。としてその他、四つの案を想定した。

そして続けて、その下、5番目の項目を併せて説明させていただく。上の4で の修正をしないと選択した場合に検討が必要になると考えているところ。この第6条<審査会の運営>の本文で、改正素案では過半数が道義的責任はあると認めるものの、勧告を求める審査の結果を答申することについては、3分の2以上の賛成が得られないという場合に、どのような審査結果を報告できるかが不明瞭なので、定めておくべきではないか、との意見があった。右側のその対応案として、
逐条解説において、どのような報告ができるかというのが不明瞭になった場合においては、勧告を答申しない審査結果を報告できるなどの対応方法について記載をしておく。括弧して必要に応じて条例案の文言も修正が必要になるかと思う。そして として、その他。以上二つの案を想定させていただいた。説明は以上。

委 員：それでは各会派より願います。

委 員：当会派としては、地方自治法との関係での釣り合いという部分でどうかというような意見があったわけだが、その対応案の 、イ、ロ、ハ、ニの、それぞれの勧告の内容によって、やはり少し考えるべきではないかというような意見があり、 の過半数と3分の2以上分けるべきではないかというふうになっている。そして恣意的な運用を避けると

いうところでも、やはり3分の2という部分は必要ではないかという
ような意見があった。以上。

委員：基本は3分の2ということで良いだろうという意見。ただ、過半数以上3分の2未満だったときの落としどころということも考えると、このに示してもらったように、過半数による決定を作るということで、この中だと全協陳謝を過半数というふうにはいかがだろうかという意見。以上。

委員：まず、うちの会派としては、ここは結構強いこだわりがあり、基本的に勧告という重い決定をする際に、過半数で決定をしてはならないのではないかというのがうちの会派の意見。過半数という規定を作った場合、場合によっては、一会派のみでその決定がなされてしまうという可能性があるので、そこは避けるべきだろうということで、修正をせずに3分の2、勧告については3分の2ということに、会派としてはそういう意見だった。少し加えさせていただいて、5番とちょっと関連してくるのだが、差別解消条例の説示という考え方も含めて、過半数で説示をすとか、そういったことも検討しても良いのではないかという意見。

委員：のほうとさせていただいた。例で挙げていただいている、全協のほうは過半数、その他は3分の2以上ということで、例として書いていただいているので、この辺りはまた今後の議論の中で決定していけば良いと思うが、やはり四つの、この勧告イ、ロ、ハ、ニの部分で重みというのがだいぶ違ってくると思う。その意味においては、先ほど他の会派で言っていた、私どもは、審査会の設置のときに、一会派だけでとか、より多くの、設置のみならず、様々なことによって、やはりいくつかの会派が、いろいろな決め事をするときには賛成しないと、というところからも重要かなと思っているので。この勧告というのはやはり重たいものなので、どこをどのように完成するか、3分の2以上にするかはまた議論したいと思うが、一定やはりしっかりと区分をするのが重要だと思っている。以上。

委員：1にさせていただいた。3分の2と過半数と、内容によって分けるということは経験上、例えば、学校生活における退学勧告とか処分の場合には、かつて、確かに重き、多くを必要だったりと、職員会議の決定のというふうなことを思い出した。それと、やはり現在の会派構成

の中で、様々な場合を想像したときに、ここは3分の2というものを持っていたほうが、今、良いのではないかというふうに考えた。

委員：ここは少しこだわって前も言わせていただいたが、全ての勧告を過半数とすべきだと思う。まず、会派構成という話もあったが、議会の構成というのはそもそも県民の投票によって決められた民意であるので、例えば3分の1が拒否をすれば、それが通ってしまわない、3分の2に少し満たないぐらいの、県民の民意である意見が反映されないということになってしまうという意味で、それは良くないと思う。もう一つが、この勧告というのは、確かに重いと思うが、その勧告よりも重い特別多数議決、例えば、地方自治法で除名をする場合だったら勧告ではなく、その場で4分の3が賛成したら失職をするという重みと、これは勧告なので、別に従わなくても法的に問題はないわけで、そこと先ほど申し上げた議会構成は民意であるという話から、3分の2というところをかけてしまうと正しくないのではないかと思う。もう一つ考えたいのは、議員の辞職勧告決議案というのは、2人の議員が賛同したら本会議に提出することが可能。それは、地方自治法によって、過半数の議決で議員の辞職勧告決議案というのは可決をしてしまうということが法的に可能で、そことの整合性をどう考えるのかと考えたときに、ここの勧告だけを3分の2とするのは、やはり問題があるのではないかと思う。以上。

委員：各会派から説明いただいた。さらなる意見あるいは質疑があればお出しいただきたい。ここが一番意見の分かれているところなのかなとも思っており、それぞれお聞きになって、もう少し深く聞いてから各会派での協議に臨みたいということがあれば、お出しいただきたいと思う。

委員：今は委員が教えてくれた、議員の辞職勧告決議案のことと、もう一度私も中身を知りたいと思うので、それとこの、今回やっている政治倫理の条例の中における、この勧告とのどちらがどのように優先されるかと言うと変だが、ここで勧告はしているけれども、逆に言うと、議会で2人の人が辞職勧告決議案を出して、過半数が賛成すればそれが成立するというのであれば、この勧告というのに意味があるのかどうかも含めて、少し考える時間を欲しいと思うので、そことの関連性を見たいと思う。

事務局：ただいまの話のうちの懲罰の除名をする辺りの話については、以前第3回のプロジェクト会議のほうで資料を配付してはいるが、改めて少し部数の余裕があるので、今お配りさせていただくか、後でもよろしいか。

委員：後で結構。懲罰あたりの資料と、併せて辞職勧告決議案等々の、今、委員が言われたことも、もし資料としてあるのであれば、皆さんに後ほどわかる形でお示しさせていただければと思う。一会派のみで勧告等をしないようにするためということと、今、委員がおっしゃっていたことは、相反するところもあるので、何を取るかということだと思うが、もう一度持ち帰っていただき、それぞれ過半数と3分の2を分けるという意見は多いが、もう一回その意味も含めて、会派の中で考えていただければと思うので、どうぞよろしく願いたい。そして5番については、修正しないという意見があるので、過半数以上3分の2未満の辺りについて、説示とかいう方法もあるのではないかという意見もいただいている。そのことも併せて考えていただければというふうに思っている。前回、皆さんから意見をいただいた、1番から4番あるいは5番については、今、会派の皆さんから意見を出していただいて、やりとりをさせていただいたとおり。この4点あるいは5点について、他に何かあるか。

全員：意見なし。

委員：それでは、その他として、新たな意見を3点いただいている。このことについても協議いただいて、次回、持って帰っていただきたいと思うので、説明いただきたいと思う。

委員：3点なのか自信はないが、資料に沿って順番に説明する。これも会派で総意を取ったわけではなく、メンバーの中で議論された内容。まず、この第3条第2号の本文のところだが、その第三者の行った人権侵害行為に対する意見、賛成の意見の表明のところ、この下の方にあるSNS等で賛同の意を表明するという逐条解説のところとも関わるのだが、ではこれはどこまでの範囲のことを指しているのかというのが非常に難しいと考えた。例えば、委員の立場を利用してということであるならば、匿名で、例えばネットニュースのコメント欄に匿名で押すのと、自らの素性を明かして表明するのとでは変わってくることもなるし、あるいは100%完全に賛成する意見でなければ、賛同の、例え

ば「いいね」を押さないかということも難しい。50%賛成の意見でも場合によっては、その50%部分を広めたいと思ったら押す場合もあると思う。その辺りと、例えば言論の自由のことも考えると、今回のロシアによるウクライナ侵攻、これについて、例えばロシアの側にも理屈はあると思う。それに対して賛成の意を表した場合、例えばアメリカによる世界の覇権一極支配に対してロシアにも言い分があると思う。そこに対して仮に賛成の部分の意見があったとして、それを言論した場合に、ではウクライナにおいて虐殺も含む最大の人権侵害にこれは加担したことになるのかとか、非常にこの言論の自由も含めて難しい部分があるのではないのかということ。なので、この第3条第2号のところでは、煽動や人権侵害行為を助長するというのもって十分なのではないかと。なので、賛成の意見の表明という部分については、あえて書くことで議論が起こり、解釈が分かれるので、削除してはどうか。逐条解説についても、SNS等で賛同の意を表明するという部分は削除してはどうかという意見。

続いて逐条解説だが、第1号関係で、電車内におけるマナー違反も当たるといふふう書いてあるわけだが、これ条例本文にはない話が突然逐条解説に出てくる。では電車内におけるマナー違反等とは定義すると何が当たるのかと。例えば、スマホで通話をした。これはマナー違反だと思うが、政治倫理審査会の対象になるのか。あるいは新幹線でリクライニングシートを倒す時に後ろへ一声かけなかった。これはマナー違反かどうか議論の分かれるところだと思う。かけないほうが良いという人もいる。こうした非常に曖昧かつ幅の広いものを逐条解説に書くというのは、あまりよろしくないのではないかと。なので、細かく指定しないほうが、逐条解説であえて定義や議論の分かれることまで細かく書かないほうがよいのではないかとという意見。

第1号関係の最後のところ。最終的には総合的に判断する必要がありますと最後のところに書いてあるわけで、このことを考えると、第2号関係のところの逐条解説に対する意見だが、ここも差別解消条例の定義をそのまま書いているわけだが、差別解消条例の定義というのはものすごく間口を広げてある。ここで定義している人権侵害というのは、財産における金銭トラブル、騒音トラブル、日照トラブル、そういうものも全て人権侵害と当てており、あるいは国際問題、今回の

ウクライナの問題、こうしたものも人権侵害に当たると非常に間口を広げた定義となっている。ここで非常に間口を広げた条例をそのまま入れていると、先ほどのような金銭問題で訴訟を受けたりするだけでも非常なリスクを伴うことになるので、ここの逐条解説についても最後の第1号関係と同じように、こういう間口は広げているけれども、最終的に当たるかどうかというのは総合判断で考えるべきものだというのを、逐条解説のこの第2号関係の最後のところにも書いておくべきではないかという意見。

第4号と第7号のところのこの逐条解説も、先ほど来から議論しているように、いろいろ書けば書くほど解釈が広がっていった、正常な、不当ではない議員活動についても、場合によっては当たってくるように思うので、こうしたこともあまり逐一書くというよりは、条例本文でわかるところについては細かく逐条解説で規定し過ぎないほうがよるしいのではないかという意見。

第5条の設置のところについて、現在、この逐条解説の案、第5条第1項の逐条解説の最後のところだが、なお、政治倫理審査会を設置しない判断をする場合としては、審査請求の理由が不適切、不明瞭であるといった、審査請求自体に瑕疵がある場合などが想定されます、というふうに書いてあり、これをそのまま読むと、請求があれば、設置すべきかどうかという判断を議会運営委員会では一切しない、できない、という逐条解説になっている。つまり、手続きが適正であれば必ず通せというふうに書いてある。そうではないのではないかと。審査会の設置の判断というのは単に手続きが適正かどうかではなく、議会運営委員会にかける以上は、価値判断も含むのではないのかというふうに思った。なので、ここのところは削除してはどうかということ。削除したからといって、必ずしも価値判断をしなければいけないというわけではないが、本文にない部分がこの逐条解説によってまた縛られているというふうにも読めるので、両方できるようにしておくべきではないかということ。

最後のところ、第6条の、先ほどぐらいから勧告の話が出ているわけだが、その順番で、まず全員協議会における陳謝、その後、出席の自粛、役職辞任で議員辞職になっているが、仮に重い順に並んでいるのだとすると、民主主義において意見が表明できないというのが、相

当重い処分なのではないのかなということ、役職を辞任させたとしても、ヒラの委員として発言はできるわけだが、出席自体できないということになると、役職以前に意見が言えなくなるので、仮に重い順番に並べるのだとするならば、役職の辞任が先で、出席参加の自粛の勧告というのは後なのではないのかなと。これは確定した意見というよりは、そうではないのかなという素朴な疑問のような感じの意見。以上。

委員：今、何点かにわたって条文とともに説明いただいたわけだが、考えてくるに当たって、ここがわからないなどということがあれば、今お出しただきたいと思うがいかがか。

委員：一点だけ大事なところ、押さえておかないといけないところだと思うが、人権侵害行為の、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見表明というところ、ここは実際にこの三重県議会の中で、昨年こういうことが、余りにもひどい第三者の人権侵害行為に賛同する議員がいて問題視されたと、県民の間に問題視されたというこの事実をしっかり受けとめなければならぬというふうに思う。その前提に立って、ここで議論、検討されるべきだと思う。以上。

委員：第3条については、何点か書いていただいている。あまり細かくし過ぎないほうが良いのではないかという意見もあり、先ほど委員がおっしゃったが、政治倫理規準そのものに対することも含まれているので、それぞれ少し整理させていただいて、何をどう考えてきていただいたら良いかということをお示しさせていただきたいと思っている。それから、最後の第6条について、過半数、3分の2というようなやりとりの対象にもなっている条文の第5号だが、この順番付けをするかどうかも含めて、ぜひ考えていただきたいと思う。他県の条例等を見ると、軽重を付けずに羅列をしてあるというようなところもあるので、その辺りも含めて、例えば過半数、3分の2ということであれば、イだけを別にしてあと全部羅列をするという方法もあるかもしれないので、その辺りも併せて、この最後のその他、第6条については考えていただければ良いのかなと思う。もちろん、順番を変えて軽重をつけるべきだという意見もあるかもしれない。よろしくお願ひしたい。それでは全体に関わって、他にあるか。

委員：意見なし。

委員：では本日の協議はこの程度とさせていただきたいと思う。この後、各会派に本日の議論を持ち帰り、次の会議までの意見集約に向けて会派での検討をお願いします。会派の意見として次回は必ず持ってきていただきたいと思うので、よろしくをお願いします。協議いただく事項は以上だが、他に何かあるか。

全員：意見なし。

委員：以上で第9回プロジェクト会議を終了する。